

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る 安全ガイドラインの制定について

令和元年5月
消費・安全局植物防疫課

1. 経緯

- (1) 無人マルチローター等無人航空機による農薬の空中散布に当たっては、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、国土交通大臣の許可・承認が必要となっており、農林水産省では、農業従事者の手続きの簡素化の観点から、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）を定め、登録された民間機関により、機体やオペレーターの認定を可能とする措置を、国土交通省とともに導入していたところ。
- (2) こうした中、「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日規制改革推進会議）において、無人マルチローターの活用を阻む規制の見直しとして、技術指導指針に基づき登録された民間機関が行ってきた機体やオペレーターの認定や最新型無人マルチローターについての申請などについて、国土交通省による手続きに一元化し、無人マルチローターの農業利用を促進することとされた。
- (3) これを受けて、技術指導指針を廃止することとし、無人マルチローター等無人航空機による農薬散布について、農薬の安全使用に関する新たなガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）を、無人マルチローターと無人ヘリコプターとを切り分けて制定するとともに、航空安全に関する事項は別途作成する飛行マニュアル等に記載することとする。

2. 新ガイドラインの概要（技術指導指針との相違点）

新ガイドラインには、使用者が農薬取締法等関係法令を遵守し、安全かつ適正な農薬使用を行うための農薬の空中散布の目安を示すこととする。無人マルチローターに関する新ガイドラインの概要は以下のとおり。

主な記載事項（農薬の安全使用に関する事項）

- ・ 空中散布計画の事前検討、実施区域周辺への情報提供に関すること
- ・ 空中散布実施時に留意する事項
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 関係機関の役割（国：情報の収集と提供、機体メーカー：散布方法の情報提供 等）
なお、航空安全に関する事項で技術指導指針には記載されていたが、新ガイドラインには記載されていない事項は以下のとおり。
- ・ 航空法に基づく許可・承認の申請に関すること
- ・ 安全な飛行に関すること（機体不具合時の対応等）
- ・ 機体やオペレーターの認定等
- ・ 飛行計画と飛行実績の報告に関すること